

□ 特集

2021. 1

【新春・税務読本】

消費税軽減税率Q & A

令和元年10月1日に消費税の軽減税率（8%）が導入されてから1年以上が経過しました。消費税の軽減税率制度は一定程度定着してきましたが、判断に迷う部分も少なくありません。

そこで、あらためて消費税の軽減税率制度について、Q & A形式で確認していくことにしましょう。

なお、現在の消費税等（消費税と地方消費税）の税率については、標準税率が10%（内訳は、消費税が7.8%、地方消費税が2.2%）、軽減税率が8%（内訳は、消費税が6.24%、地方消費税が1.76%）となっています。

《適用対象品目》

Q 軽減税率の適用対象となる品目は何ですか。

A 軽減税率の適用対象となるのは、

- ① 飲食料品（酒類を除く）の譲渡、
- ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）の譲渡です。

《飲食料品の範囲》

Q 軽減税率の適用対象となる飲食料品とは、どのようなものですか。

A 飲食料品とは、「食品表示法」に規定する食品をいい、「酒税法」に規定する酒類を除きます。

食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、「食品衛生法」に規定する「添加物」も含まれますが、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」、「再生医療等製品」は除かれます。

ただし、次の課税資産の譲渡等は飲食料品の譲渡に含まれません。

- ① いわゆる「外食」（飲食料品のその場で採る飲食）
- ② いわゆる「ケータリング」（相手方の指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供）

Q 飲食料品の販売の際の容器や包装については、どのように取り扱われますか。

A 飲食料品の販売に際し使用される包装材料や容器については、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含めて軽減税率の適用対象となります。

ただし、贈答用の包装など、包装材料等

について、飲食料品とは別に対価を定めている場合には、その包装材料等は軽減税率の適用対象外となります。

Q 肉用牛など生きた畜産物の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 食品とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますが、肉用牛、食用豚、食鳥等の生きた家畜については、その販売時点において、人の飲用又は食用に供されるものではないため、食品に該当せず、軽減税率の適用対象外となります。

ただし、これらの家畜の枝肉については、人の飲用又は食用に供されるものであり、軽減税率の適用対象となります。

Q 生きた魚などの水産物の販売は軽減税率の適用対象となりますか。

A 人の食用に供される活魚については、食品に該当し、軽減税率の適用対象となります。

ただし、生きた魚であっても人の食用に供されるものではない熱帯魚などの観賞用の魚については、食品に該当しないため、軽減税率の適用対象外となります。

Q ペットフードや牛・豚等の家畜の飼料の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A ペットフードや牛・豚等の家畜の飼料については、食品には該当しないため、軽減税率の適用対象とはなりません。

Q 水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 人の飲用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲料水については、食品に該当するため、軽減税率の適用対象となります。

ただし、ウォーターサーバーをレンタルして行うミネラルウォーター販売については、ウォーターサーバーで使用する水は軽減税率の適用対象ですが、資産の貸付けに該当するウォーターサーバーのレンタルについては、軽減税率の適用対象外となります。

一方、水道水については、炊事や飲用のための食品としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものが混然一体となって提供されており、水道水をペットボトルに入れて人の飲用として販売する場合等を除いて、軽減税率の適用対象とはなりません。

Q 氷の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 人の飲用又は食用に供されるものであるかき氷に用いられる氷や飲料に入れて使用される氷などの食用氷については、食品に該当し、軽減税率の適用対象となります。

一方、ドライアイスや保冷用の氷については、人の飲用又は食用に供されるものではないため、軽減税率の適用対象外となります。

Q コーヒーの生豆の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 人の飲用又は食用に供されるコーヒーの生豆については、食品に該当するため、軽減税率の適用対象となります。

Q 果物の苗木及びその種子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 果物の苗木及びその種子、果物の苗木など栽培用として販売される植物及びその種子については、食品に該当しないため、軽減税率の適用対象とはなりません。

品ただし、種子であっても、おやつや製菓の材料用など、人の飲用又は食用に供されるものとして販売されるかぼちゃの種などは、食品に該当するため、軽減税率の適用対象となります。

《外食・ケータリング》

Q 軽減税率が適用されないいわゆる外食とは、どのようなものですか。

A 軽減税率が適用されない「飲食店業等を営む者が行う食事の提供」（いわゆる「外食」）とは、飲食店業等を営む者がテーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる飲食設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

例えば、レストランやフードコートでの食事の提供が該当します。

Q いわゆるテイクアウトによる飲食料品の販売は、どのように取り扱われますか。

A 飲食店業等を営む者が行うものであっても、飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装をして行う譲渡（いわゆるテイクアウト）は、テーブル、椅子等の飲食設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供には該当しないため、飲食料品の販売として、軽減税率が適用されます。

Q いわゆるケータリングによる飲食料品の提供は、どのように取り扱われますか。

A 相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供（いわゆるケータリング）とは、相手方が指定した場所で、飲食料品の提供を行う事業者が、例えば、加熱、切り分け・味付けなどの調理、盛り付け、食器の配膳、取り分け用の食器等を飲食に適する状況に配置するなどの役務を

伴って飲食料品の提供をすることをいい、軽減税率の適用対象外となります。

ただし、有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供などは、軽減税率の適用対象となります。

Q 社員食堂で提供する食事は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 軽減税率の適用対象とならない食事の提供とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいますので、会社内や事業所内に設けられた社員食堂での食事の提供についても、これに該当するため、軽減税率の適用対象となりません。

Q イートインスペースを設置しているコンビニエンスストアでの飲食料品の販売は、どのように取り扱われますか。

A イートインスペースでの食事については、食事の提供として軽減税率の適用対象外となり、飲食料品の持ち帰りについては、軽減税率の適用対象となります。

したがって、イートインスペースを設置しているコンビニエンスストアでの弁当等の飲食料品の販売については、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかという意味確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定する必要があります。

その際、大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提として営業しているコンビニエンスストアの場合において、全ての顧客に店内飲食か持ち帰りかを質問することを必要とするものではなく、例えば、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」等の掲示をして意思確認を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えない

とされています。

Q そばの出前や宅配ピザの配達は、軽減税率の適用対象となりますか。

A そばの出前や宅配ピザの配達は、単に顧客の指定した場所まで飲食料品を届けるだけであるため、食事の提供には該当しません。

したがって、飲食料品の譲渡に該当して、軽減税率の適用対象となります。

Q カラオケボックスでの飲食料品の提供については、軽減税率の適用対象となりますか。

A 軽減税率の適用対象とならない食事の提供とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいますので、カラオケボックスの客室で顧客の注文に応じて行われる飲食料品の提供は、これに該当します。

したがって、軽減税率の適用対象とはなりません。

Q 映画館の売店での飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 映画館内に設置された売店で行われる飲食料品の販売は、単に店頭で飲食料品を販売しているものですから、飲食料品の譲渡に該当し、軽減税率の適用対象となります。

ただし、売店のそばにテーブル、椅子等を設置して、その場で顧客に飲食させている場合には、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供であり、食事の提供として軽減税率の適用対象外となります。

その場での飲食か、持ち帰りの販売かどうかは、顧客への意思確認等により判定することとなります。

Q セルフサービスの飲食店での飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。

A セルフサービスの飲食店であっても、顧客にその店舗のテーブル、椅子、カウンター等の飲食設備を利用して、飲食料品を飲食させていますので、食事の提供に該当し、軽減税率の適用対象にはなりません。

Q カウンターのみを設置した立食形式の飲食店が行う飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 軽減税率の適用対象とならない食事の提供とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいますが、テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみ等の設備であっても、これらの設備が飲食料品の飲食に用いられるのであれば、飲食設備に該当することになります。

したがって、カウンターのみ設置した立食形式の飲食店で、飲食料品を飲食させる役務の提供については、食事の提供に該当し、軽減税率の適用対象にはなりません。

Q 公園のベンチのそばで移動販売車による食品を販売している場合は、どのように取り扱われますか。

A 食事の提供とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいますが、ここでいう飲食設備とは、飲食料品を提供する事業者が設置したものでなくても、設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合は、これに該当することになります。

公園のベンチが、こうした合意等に基づいて顧客に利用させることとしている場合

には、食事の提供として軽減税率の適用対象外となります。

一方、公園のベンチが誰でも利用できる場合には、飲食設備に該当せず、軽減税率の適用対象となります。

Q 他の事業者が設置する飲食設備の利用に関する「合意等」とはどのような内容なのでしょう。

A この「合意等」には、契約書等で明らかにされている明示的な合意のみならず、「黙示の合意」も含まれます。

黙示の合意とは、飲食料品を提供する事業者が、設備設置者との明示の合意なく自らの顧客にその設備を使わせていることが設備設置者に黙認されており、かつ、飲食料品を提供する事業者がその設備を「管理支配しているような状況」（例えば、その設備にメニュー等を設置、顧客を案内、配膳、下膳、清掃を行っているなど、自らの飲食設備として利用させている状況）をいいます。

《酒類》

Q 酒類は軽減税率の適用対象外とのことですが、みりんや料理酒、ノンアルコールビールなどはどのように取り扱われますか。

A 酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である飲食料品に該当しないため、酒税法に規定する「みりん」の販売については、軽減税率の適用対象外となります。

一方、料理酒などの発酵調味料（アルコール分が1度以上であるものの塩などを加えることにより飲用できないようにしたもの）やみりん風調味料（アルコール分が1度未満のもの）は、酒税法に規定する酒類に該当しないため、飲食料品として軽減

税率の適用対象となります。

また、ノンアルコールビールや甘酒（アルコール分が1度未満のもの）についても、酒税法に規定する酒類に該当しないため、軽減税率の適用対象となります。

Q 酒類を原料とした菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 酒類を原料とした菓子であっても、その菓子が酒税法に規定する酒類に該当しないものについては、飲食料品に該当し、軽減税率の適用対象となります。

Q 日本酒を製造するための米の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 食品とは、人の飲用又は食用に供されるものをいい、酒税法に規定する酒類は、ここでいう食品から除外されています。

しかし、日本酒を製造するための原材料の米は、酒類ではないので、食品から除外されず、人の飲用又は食用に供されるものであることから軽減税率の適用対象となります。

《医薬品等》

Q 医薬品等は軽減税率の適用対象外のことですが、栄養ドリンクや健康食品については、どのように取り扱われますか。

A 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する医薬品、医薬部外品、再生医療等製品（医薬品等）は、食品に該当しないため、軽減税率の適用対象外です。

したがって、医薬品等に該当する栄養ドリンクの販売は軽減税率の適用対象外ですが、医薬品等に該当しない栄養ドリンクは、食品に該当するため、軽減税率の適用対象となります。

また、人の飲用又は食用に供される特定

保健用食品、栄養機能食品は、医薬品等に該当しないため、食品に該当し、軽減税率の適用対象となります。

人の飲用又は食用に供されるいわゆる健康食品、美容食品も、医薬品等に該当しないものであれば、食品に該当するため軽減税率の適用対象となります。

《販売形態》

Q 自動販売機でジュース等を販売する場合は、どのように取り扱われますか。

A 自動販売機により行われるジュース、パン、お菓子等の飲食料品の販売については、飲食料品を飲食させる役務の提供を行っているものではなく、単にこれらの飲食料品を販売するものであることから軽減税率の適用対象となります。

なお、自動販売機を設置して飲料等を販売し、飲料メーカー等から販売数量等に応じて受け取る販売手数料については、役務の提供の対価に該当することから、軽減税率の適用対象とはなりません。

Q 通信販売による飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

Q また、その際の送料についてはどうでしょうか。

A インターネット等を利用した通信販売であっても、販売する商品が飲食料品に該当する場合には、軽減税率の適用対象となります。

飲食料品の譲渡に要する送料については、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の適用対象となりませんが、送料込み商品の販売など、別途送料を求めない場合には、その商品が飲食料品に該当するのであれば、軽減税率の適用対象となります。

Q 保冷剤を付けた洋菓子の販売は、どのように取り扱われますか。

A 食品とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。人の飲用又は食用に供されるケーキやプリンなどの洋菓子は食品に該当しますので、サービスで保冷剤をつけて販売する場合であっても、軽減税率の適用対象となります。

ただし、保冷剤について別途対価を徴している場合には、その保冷剤の販売については、軽減税率の適用対象にはなりません。

Q レストランへの食材の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 飲食料品の譲渡は、軽減税率の適用対象となりますので、たとえ仕入を行ったレストランが、店内飲食用の料理にその食材を利用する場合であっても、レストランへの食材の販売については軽減税率の適用対象となります。

なお、レストランが行う食事の提供については、軽減税率の適用対象にはなりません。

Q 賞味期限切れの食品を廃棄するために譲渡する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 食品を廃棄するために譲渡する場合については、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡されるものではないことから、軽減税率の適用対象にはなりません。

Q 果樹園での果物狩りの入園料は、軽減税率の適用対象となりますか。

A いちご狩りや梨狩りなど果樹園での果物狩りの入園料は、顧客に果物を収穫させ、収穫した果物をその場で飲食させるといった役務の提供に該当しますので、軽減

税率の適用対象にはなりません。

ただし、収穫した果物について別途対価を徴している場合のその果物の販売は、飲食料品の譲渡に該当するため、軽減税率の適用対象となります。

また、潮干狩りや釣り堀等についても、この場合と同様の取扱いになります。

Q 飲食料品のお土産付きのパック旅行については、どのように取り扱われますか。

A 飲食料品のお土産付きのパック旅行は、様々な資産の譲渡等（交通、宿泊、飲食など）を複合して提供するものであり、旅行という包括的な一の役務の提供を行っていることとなります。

したがって、飲食料品のお土産が付く場合に、たとえ飲食料品のお土産の対価の額を明らかにしたときであっても、そのお土産部分の対価も含めて全体が軽減税率の適用対象外となります。

《一体資産》

Q 食品と食品以外の資産が一体となっている資産については、どのように取り扱われますか。

A 「一体資産」（食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、または構成しているものであって、当該一の資産に係る価格のみが提示されているもの）のうち、次のいずれの要件も満たす場合には、飲食料品として、その全体について軽減税率が適用されます。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること

Q 一体資産には、具体的にどのようなものがありますか。

A 一体資産には、食品とおもちゃのセット販売、紅茶とティーカップのセット販売、食品と食品以外の資産で構成された福袋の販売などがあり、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、または構成しているものであって、当該一の資産に係る価格のみが提示されているもので、上記①②の要件を満たしている場合には、その全体について軽減税率が適用されます。

《新聞の範囲》

Q 軽減税率の適用対象となる新聞の譲渡とは、どのようなものですか。

A 軽減税率の適用対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡です。

各業界新聞やスポーツ新聞、外国語表記による新聞なども、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載するものに該当するものであり、週2回以上発行され、定期購読契約に基づくものであれば、軽減税率が適用されます。

ただし、駅やコンビニエンスストアで販売する新聞など定期購読契約に基づかない新聞の譲渡は軽減税率の適用対象外です。

Q インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 軽減税率の適用対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載し、週2回以上発行する新聞の定期購読契約に基づく譲渡をいいますので、電

気通信回線を介して行われる役務の提供に該当するインターネットを通じて配信する電子版の新聞については、軽減税率の適用対象にはなりません。

なお、紙の新聞と電子版の新聞をセット販売している場合には、セット販売の対価を軽減税率の適用対象となる紙の新聞の金額と、軽減税率の適用対象外である電子版の新聞の金額とに区分した上で、それぞれの税率が適用されることとなります。

《仕入税額控除》

Q 消費税の仕入税額控除のための要件は、どのようになっていますか。

A 仕入税額控除については、一定の帳簿及び区分記載請求書等の保存が要件とされています。

なお、軽減税率（複数税率）に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から区分記載請求書等保存方式に代えて、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。

Q 仕入税額控除のための帳簿の記載事項は何ですか。

A 仕入税額控除のための帳簿の記載事項は次のとおりです。

- ①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ②課税仕入れを行った年月日
- ③課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ④課税仕入れに係る支払対価の額

Q 仕入税額控除のための区分記載請求書等の記載事項は何ですか。

A 仕入税額控除のための区分記載請求書

等の記載事項は次のとおりです。

- ①書類の作成者の氏名又は名称
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）
- ⑤書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

Q 区分記載請求書等に記載する「軽減対象資産の譲渡等である旨」は、どのように記載したらよいのでしょうか。

A 「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに10%や8%の税率が記載する方法のほか、例えば、次のような方法も認められます。

- ①請求書において、軽減税率の対象となる商品に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡等である旨」を別途「※（☆）は軽減対象」などと表示し、明らかにする方法
- ②同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品とそれ以外の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する方法
- ③軽減税率の対象となる商品に係る請求書とそれ以外の商品に係る請求書とを分けて作成し、軽減税率の対象となる商品に係る請求書において、そこに記載された商品が軽減税率の対象であることを表示する方法